

経税部だより

時代に逆行する国税通則法「改正」法案

税理士 和泉節夫

「リョウチョウ」(国税局資料調査課の略称)によるマル査(査察)まがいの税務調査が横行し、目に余る人権侵害事件が多発するという税務行政のあり方が、問題視されてきた。

納税者の権利擁護を何としても法制化すべきという切実な声が全国的に高まり、ほとんどの先進国で制定されている納税者権利憲章を制定する法案が国税通則法「改正」案として、ようやく民主党政府から先の通常国会に提出された。

納税者権利憲章の制定は、民主党の2009(平成21)年衆院選マニフェストにも掲げられ、

葬られた 納税者権利憲章

知るべきことによれば、

法案から納税者権利憲章の策定を見送り、「国税通則法」という法律の名称を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変えるはずだった当初案を撤回して現行のままにしている。さらに、国税通則法第1条(目的)に盛り込むべき「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という肝心の文言も削ってしまったのである。

報道によれば、「権利」という表現を嫌う自民党が反対していることが理由とのことだが、長年にわたる税制の民主化を求

問題点はあったものの、制定運動をバックに成案が提出されるまでこぎつけたことは画期的な出来事だった。しかし、法案は東日本大震災による深刻な災害からの復旧、復興が緊急課題になったことにより、税法改正については必要最小限の改正にとどめ、継続協議とされていた。

査察まがいの 税務調査に

特に見過ごすことができない「改正」事項は税務調査に関する次の条項である。

①帳簿・書類等の提示・提出義務

税務調査において、帳簿・書類等の提示・提出を拒んだり、偽りの帳簿等を提出した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すというも。法律が改定されると、税務署員は罰則を盾に提示・提出を強要する査察まがいの調査事例が多発するであろうことは疑いない。課税庁の権限は強化され、納税者の権利は著しく侵害されることになる。

医療では、カルテの提示・提出を求められても、医師に課せられていない患者さんの守秘義務上、原則として応じることはできないとの立場で断ることが出来るのが最大の争点になる。

②帳簿・物件等の留置権 提出した帳簿・物件等を税務署内に「留め置く」ということができるようにする。現行法では、強制調査である査察には認められていない権限だが、一般の任意調査においては課税

失われ、納税者に対する義務だけが一層重くされてしまう、時代錯誤もはなはだしい悪法に化けてしまった。

こんなに変わる国税通則法改正法案

改正項目		当初改正法案	今回見直し法案
納税者権利の法制化	納税者権利憲章	納税者権利憲章は権利だけでなく義務も含め行政文書として策定する	見送り
	国税通則法の名称	「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」	見送り 国税通則法のまま
	国税通則法第1条	第1条に「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」との文言を入れた	見送り
税務調査	調査の事前通知	原則として被調査者に文書による事前通知をする	書面通知せず
	帳簿書類等の提示・提出	罰則付きで帳簿・物件の提示・提出を求めることができる	当初案通り
	帳簿・書類等の留置き	提出書類等は調査が必要があるときは留置することができる	当初案通り
	修正申告の勧奨	修正申告の勧奨をすることができる	見送りの公算
	調査終了時の手続	非違がないときは終了通知書を交付 非違があるときは調査結果を文書で交付	書面交付せず 書面交付せず
更正の請求期間	納税者からの税額の減額請求(更正の請求)	現行1年を5年に延長する(ただし偽りによる請求は罰則あり)	当初案通り
	課税庁による税額の増加(増額更正)	現行3年を5年に	当初案通り
	税務調査の期間	現行3年を5年に	当初案通り
理由附記	更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)	原則としてすべての処分に理由を附記する	当初案通り
	白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)	すべての白色事業者に記載義務を課したうえ実施する	当初案通り

政府・民主党は、開会中の臨時国会で「改正」法案を成立させようとしているが、優先される補正事項をなくした国税通則法「改正」法案を急

法案は 廃案にするしかない

政府・民主党は、開会中の臨時国会で「改正」法案を成立させようとしているが、優先される補正事項をなくした国税通則法「改正」法案を急

いである。調査で「偽りの記載」が見つかる、1年以下の懲役か50万円以下の罰金が科せられるとなれば、安心して更正の請求もできない状態に置かれてしまう。

最近の税務調査では、納税者に意図はなくても、記帳のミスを取らえて、あたかも不正を行っていたかのように強引に重加算税の対象にしようとする傾向が目立っている。「改正」法案が通れば、危険な事態を招く恐れが十分にある。

この記事を書いている時点で、国会情勢は緊迫しているとのニュースが入っており、本紙が発行される頃には衆議院を通過している可能性があるが、あくまでも廃案を求める私たちの立場にご理解、ご協力をお願いしたい。

医院新聞

医院新聞
ってナニ?



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結ぶコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した「患者さんに喜ばれる新聞」です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。

ぜひご利用ください

ここが
オススメ!
医院新聞



基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声



ご利用にあたって

- ◇ B5サイズ・4頁・オールカラー
- ◇ 偶数月25日発行 ◇ 100部14,100円から
- (お申し込み・お問い合わせ)
- 大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731